

航空機からの落下物対策制度の創設について（案）

1. 目的・趣旨

- ・成田国際空港周辺地域における航空機からの落下物対策として、一定の条件のもと、住宅の移転を行う者に対し、補助金を交付する。

2. 対策地域

- ・落下物事案が概ね過去10年間（H18年度以降）に1件以上発生した地域。
- ・地域の範囲は、集落（区等）を基準。
- ・騒特法の防止特別地区内（指定見込地を含む）は対象外。

3. 対象者

- ・以下の要件を全て満たす者。
 - ①対策地域に住宅（集合・併用住宅を含む）を所有し、現に居住する者。
 - ②対策地域から他の地域（同一市町に限る。）に住宅を移転し居住するため、金融機関等から住宅ローンの借入れを行い、住宅を新築又は購入した者。
 - ③移転に伴い、現に居住する住宅を除却した者。
 - ④上記①から③の他、対象者に準ずる者

4. 補助の内容

<補助対象>

- ・住宅を新築又は購入のために借入れた住宅ローンの建物部分に係る元金及び利子

<補助額>

- ・補助額については、上限額を設定する。
- ・補助期間は10年間を限度とする。

※ 今後、実施機関、補助額（上限額）及び手続きなどを含めた詳細な制度設計について、関係者間で協議し、速やかに制度を創設する。